

告 示

埼玉県告示第四十七号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量、三級水準測量）

三 作業地域

入間市高倉五丁目、小谷田三丁目、宮寺地内

四 作業期間

平成二十八年一月四日から平成二十八年三月二十五日まで